

山口県警察における被疑者取調べ適正化のための監督に関する訓令

平成 2 1 年 3 月 1 9 日

本 部 訓 令 第 6 号

山口県警察における被疑者取調べ適正化のための監督に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成 2 0 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、山口県警察における被疑者取調べの監督について必要な事項を定めるものとする。

(取調べ監督官)

第 2 条 規則第 4 条第 1 項の規定により警察本部長(以下「本部長」という。)が指名する取調べ監督官は、警務部総務課(以下「総務課」という。)の警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 規則第 4 条第 1 項の規定により警察署長(以下「署長」という。)が指名する取調べ監督官は、警務課長をもって充てる。

(監督補助者)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、警察本部の警察官のうちから監督補助者を指名し、前条第 1 項に規定する取調べ監督官の業務を補助させることができる。

2 署長は、必要があると認めるときは、警察署の警察官のうちから監督補助者を指名し、前条第 2 項に規定する取調べ監督官の業務を補助させることができる。

(巡察官)

第 4 条 規則第 8 条第 1 項の規定により本部長が指名する巡察官は、総務課の警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

(取調べ調査官)

第 5 条 規則第 1 0 条第 1 項の規定により本部長が指名する取調べ調査官は、総務課の警視の階級にある警察官をもって充てる。

(監督実施状況の報告)

第 6 条 本部長は、規則第 1 1 条の規定に基づき、被疑者取調べの監督の実施状況について、少なくとも毎年度 1 回(規則第 1 0 条第 3 項の調査結果報告書の内容については、その都度)、公安委員会に報告しなければならない。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、被疑者取調べの監督について必要な事項は、別に定める。